所定疾患施設療養加算について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

1、対象になる入所者の状況は次の通りです。
- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限ります）
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全の増悪

2、上記で治療が必要になった入所者の対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また、1回に連続する10日間を限度とし 月1回に限り算定します。
3、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。
4、請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。
5、算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

主な治療内容

肺炎	胸部レントゲン・胸部CTなどの検査、抗生剤の内服または点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引等、診察結果をもとに適宜必要な治療を行ないます。
尿路感染	尿検査、抗生剤の内服または、点滴注射、水分補給(経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行ないます。
帯状疱疹	原因になるウィルスに対しては、抗ウィルス剤の点滴注射また、水疱などの皮膚症状に対しては抗ウィルス剤の外用薬を用い治療を行ないます。
蜂窩織炎	抗生剤の内服または点滴注射による治療と患部の保清を行ないます。
慢性心不全の増悪	注射又は酸素投与などの治療を行います。

令和6年度　所定疾患施設療養費算定状況

単位：人

月 / 疾患名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肺炎	3	5	2	4	1	2	3	1	2	1	6	6	**36**
尿路感染	3			3	2		3	1	3	3	1	3	**22**
帯状疱疹	1			1				1					**3**
蜂窩織炎			1		1	1	1	1					**5**
慢性心不全の憎悪	1	1		1									**3**